

「世帯主」規定の廃止を求めることに関する意見書（案）

新型コロナウイルス感染症による危機は、ジェンダー平等の後進国である日本の実態を明らかにした。

政府の対応で特に深刻な問題となったのは、一律10万円の特別定額給付金の受給権者を「世帯主」としたため、世帯主からDVや虐待を受けている人たちが受給できない状況が生じたことである。

世論や支援団体の訴えにより、暴力等を理由に別居や避難をしている場合は給付を受けることが可能となったが、実際には区市町村の窓口で周知が徹底されず、給付を受けられない事例が多く発生した。また、世帯主から避難したくてもできずに同居している人に対する救済策はいまだに講じられていない。

「世帯主」規定は、戦前の封建的な「家制度」の「戸主」を引き継いだものであり、法的裏付けがない。また、個人の尊厳、両性の平等という日本国憲法の理念に反しており、ジェンダー平等社会を実現する上で大きな弊害となっている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、「世帯主」規定を見直し、廃止に向けた議論を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月 日

東京都議会議長 石川良一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

} 宛て